

静岡市立学校プール施設の利用における指針

1 目的

この指針は、静岡市立学校等体育施設利用に係る事務処理要綱第6条に基づき、学校プールを地域の利用に供すること（以下「プール開放」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

2 対象施設及び期間

プール開放の対象となる施設は、静岡市立学校等体育施設利用規則第2条により指定された学校のプールとし、開放期間及び開放日は、学校ごとに定める。

3 利用対象団体

プール開放によりプールを利用することができる団体は、市公認監視員又は日本水泳連盟公認の指導者を有し、地域のスポーツ振興を目的に組織された学校等体育施設利用運営協議会（以下「運営協議会」という。）の所属団体とする。

4 安全管理及び利用責任

プール開放に係る安全管理及び利用責任は、次の定めるところによる。

- (1) 利用団体の責任者は、健康管理をするとともに、十分な監視を行い、事故を未然に防ぐための安全管理に努めること。
- (2) 利用中に生じた利用者の責に帰する事故に係る責任は、利用者が負うものとする。

5 遵守事項

利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用団体は、当該学校長とあらかじめ協議した上で、別紙様式に準じた利用規程を作成すること。また、利用規程及び利用日時については、運営協議会を通じ、スポーツ振興課に事前報告をすること。
- (2) 利用団体は、市学校プール監視員講習会の修了者である市公認監視員又は日本水泳連盟公認の指導者を含む2名以上の監視員を常時配置し、その他利用人数に応じて監視員を増員すること。
- (3) 監視員は、次の任務に当たるものとする。
 - ア 利用者に対する適正な利用指導及び事故発生時における応急救護
 - イ 水質、水深の管理
 - (ア) 水温（原則22℃以上）気温（原則23℃以上）
 - (イ) 残留塩素濃度（原則0.4～1.0ppm）
 - (ウ) 透明度（プール底の白線が明確に見える程度）
 - ウ プール及び附帯設備の清掃及び点検
 - エ 緊急時の連絡方法の事前確認
 - オ その他、各学校プール利用規程に伴う必要な業務

6 利用者負担

学校の夏季休業期間におけるプール開放に伴う水質の維持管理等に必要な薬品については、利用者は学校側との協議の上、利用に見合った応分の負担をすること。

附 則

この指針は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

利用規程例

_____学校プール利用規程（注意事項）

【責任】

利用中の事故についての責任は、原則として、利用者が負うものとする。

【利用日時】

- (1) プールの利用期間は、令和 年 月 日から 月 日までとする。
- (2) プールの利用可能時間は、 時から 時までとする。
ただし、連続での利用は、 時間を限度とする。

【管理上の留意点】

- (1) プール施錠の鍵は、 から借用する。
- (2) 管理日誌に従い、必要な事項を点検し、結果を記入する。
- (3) プール開設期間中は、下記の用具を備えて置くものとする。なお、当該学校の備品は、許可なく使用しない。

【利用者の注意事項】

- (1) 準備運動を行い、シャワーにより身体を清潔にしてから利用する。
- (2) 水泳帽を必ず着用する。
- (3) プールサイドは走らない。
- (4) 事故やけがを防ぐため、指導者及び監視員の指示に従う。
- (5) プール事故に対応する保険に加入する。
- (6)

【緊急連絡先及びAED設置場所】⇒

【利用団体連絡先】

[団体名]	[人数]
責任者	連絡先
指導者又は 公認監視員	連絡先

以下、人数に応じて指導者又は公認監視員を記載する。